

令和3年3月1日

川辺町議会議長 平岡 正男 様

川辺町議会議員 櫻井 芳男

令和3年川辺町議会第1回定例会一般質問通告書

以下のとおり通告します。

1. 質 問 名 太陽光発電システム設置について
2. 回答を求める先 産業環境課
3. 質問の概要

近年、川辺町内でも太陽光発電システムの設置をよく見かけます。

クリーンエネルギーの推進、耕作放棄地等の土地の有効利用との考えから、盛んに設置されているものと認識していますが、景観の損傷以外に、今後は、電力買い取り期間終了後の発電システムの放置や不法投棄も考えられます。

太陽光発電システム設置に対する対応及び今後の方針について、どのように考えておられるか、お尋ねいたします。

令和3年3月18日

令和3年川辺町議会第1回定例会一般質問答弁書

1. 質問名 太陽光発電システム設置について
2. 質問議員名 櫻井芳男議員
3. 答弁者 産業環境課長 (担当 産業環境課)
4. 答弁の概要

東日本大震災以降、自然エネルギーが再評価され、国の再生可能エネルギーの固定価格買取制度であるFIT政策により、全国で多くの太陽光発電設備が設置されています。本町でも平成24年から3年間、家庭用の太陽光発電設備設置の補助を実施し、多くの太陽光発電設備が設置されました。

太陽光発電による電源供給は、現在では、国内電源構成の7.6%を占めるまでに成長しております。

しかしながら、太陽光発電につきましては、クリーンエネルギーという利点に対し、景観の損傷や事業完了後の不法投棄などが問題視されております。本町でも、農地や山際など周辺の景観にそぐわない太陽光発電設備の設置により、景観が損なわれている場所もございます。また、固定価格買取期間終了に伴う売電価格の下落により、事業継続が困難となることで設備の放置や不法投棄が今後懸念されているところであります。

さて、御質問の「太陽光発電システム設置に対する対応及び今後の方針」についてでございますが、現在、本町では「農業振興地域内の農用地」、いわゆる優良農地での野立ての太陽光発電設備設置のための農振除外は原則認めておりません。また、国の固定価格買取制度につきましても、50kW以下の施設は、全量売電から自家消費が義務付けされた余剰売電となるため、自家消費する施設を持たない小規模な野立ての太陽光発電設備は今後増えないと考えております。本町としても、優良農地の確保はもちろんのこと、景観の損傷を極力防ぐために、今後も太陽光発電設備の設置を目的とした農振除外は認めない方針です。

次に不法投棄についてですが、太陽光発電の固定買取価格には設備の適正な処理を促すために、廃棄の費用も含まれた価格となっておりますが、廃棄に備えた積立ての実施率が低調であるため、国では平成30年に積立てを義務化したところであります。しかし、積立ての水準や時期については事業者にゆだねられているため、廃棄等費用の確実な積立てを担保するための外部積立て制度な

ど不法投棄防止のための対策を令和4年7月から施行すべく現在準備が進められているところであります。今後の国の動向を常に注視し、適切に対応できるよう準備体制を整えてまいりたいと思っております。

これからは電気を売るために太陽光発電設備を導入するのではなく、作った電気を自らが消費する「エネルギー自給自足の時代」がやってくるといわれています。本町としても、売電から消費への転換支援として蓄電池の補助の実施など時代に即した有効な施策も検討していく必要があると考えております。

また、今後も「清流と人が織りなす活力あるまち」本町にふさわしい景観が維持できるよう、環境に配慮しながら太陽光発電設備への対応に努めたいと考えております。